平成２８年（フ）第４８号
神奈川県平塚市山下486番地の５
債務者　松戸　善明
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第６号
名古屋市中川区前田西町２丁目1003番地
ニューコーポ伏屋101号
債務者　柿木　洋子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第４９号
愛知県北名古屋市熊之庄八幡235番地１　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ　Ｍａｓａ　203号
債務者　加藤　正文
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１４４２号
名古屋市港区入場２丁目2307番地　水野ハイツ502号
債務者　近藤　昭夫
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第４号
山口市朝田927番地２　ＭＫハイツⅠ棟201、前住所山口市大内御堀2125番地　３棟302
債務者　網廣　勇次
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第９９９号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町３番５―514号、申立時の住所神戸市東灘区深江北町１丁目８番21―207号
債務者　春海　　充
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第７８号
札幌市白石区東札幌２条１丁目１番25―1205号
債務者　和田　清美
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第１２７号
札幌市白石区北郷１条９丁目４番５―201号
債務者　井上　義枝（旧姓喜納）
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第１３１号
札幌市西区二十四軒３条２丁目７番７号　サルムレビュー203号
債務者　大橋　篤彦
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第１５５号
札幌市中央区南８条西17丁目３番18―201号
債務者　高橋　主税
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第１７３号
札幌市中央区南18条西12丁目４番33―101号
債務者　新松　美之（旧姓大道）
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第１２号
群馬県高崎市井野町1242番地７　グース102号
債務者　飯出　勇介
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２８年（フ）第１５号
群馬県安中市原市2347番地１
債務者　岩野　淳一
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２８年（フ）第３号
相模原市緑区下九沢274番地12
債務者　平野　正己
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２８年（フ）第１７号
静岡県沼津市戸田159番地の２
債務者　田丸由紀子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２７年（フ）第３５号
京都府綾部市小西町荒神下17番地
債務者　竹島　千晃
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係
平成２７年（フ）第３６号
京都府綾部市小西町荒神下17番地
債務者　竹島　宏江
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係
平成２７年（フ）第４６８０号
大阪市住吉区我孫子西１丁目14番５―302号
債務者　吉田　潤子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部